

水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]）
- 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。 ※7・8

※7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a※2
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※3

<交付対象水田>

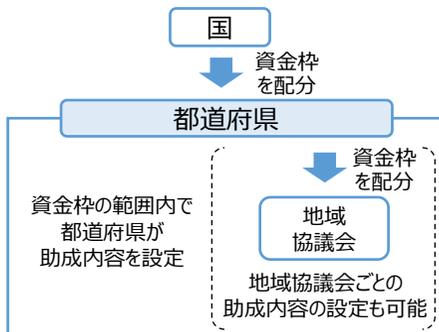
- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※3：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

※4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

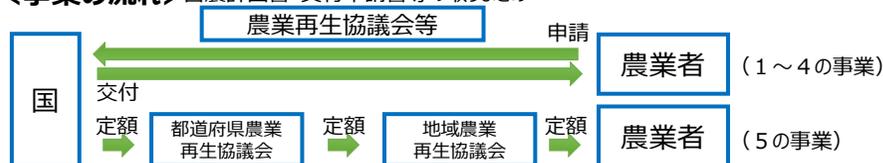
水田農業高収益化推進助成

- 高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円※5）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- 高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※6。
- 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

<事業の流れ> 営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）